

(別表) 【審査基準】

業 務 内 容	配点	審査の視点
【1】企画提案		
(1) 情報発信に対する全体的な考え方、業務項目ごとのねらいやポイント	25	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施方針について十分に理解しており、実施目的が明確になっているか ・業務項目ごとのねらいやポイントが明確になっているか ・本業務実施により、町全体に効果が波及できる内容となっているか ・本業務によって期待される効果及び評価方法は提案されているか
(2) 投稿サンプル 「BE a STAR 輝きつかむ津野町へ」をテーマとしたInstagram フィード投稿、Instagram リール投稿、津野ぶらホームページSpecial contents	35	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が見やすく分かりやすい表現になっているか ・使用している写真や投稿の題名などから閲覧したいと思えるような投稿になっているか ・来訪意欲が湧き、誘客につながるような投稿となっているか ・周遊促進、滞在延長、リピート率向上につながる投稿となっているか ・事業効果を高めるための工夫がされているか
(3) その他独自の提案	10	<ul style="list-style-type: none"> ・独自性のある提案があるか ・本業務の効果をさらに高める工夫があるか ・実施可能な提案で、内容が具体的かつ効果的か
【2】実施計画・工程表		
(1) 実施計画・工程表・業務体制	10	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を達成する業務計画及び実施方法となっているか ・町内観光のタイムリーな情報を発信できるような仕組み、計画となっているか ・業務が適正に遂行できる体制であるか
【3】類似業務の実績		
(1) 類似業務の実績	10	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に同様の実績があるなど、本業務に係る基本的な能力を有しているかか（過去5年以内の類似業務の実績） ・画期的、特殊的な取り組みや多大な効果のあった取り組み実績があるか
【4】経費見積		
(1) 経費見積書	10	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内であり、根拠が明確な経費積算となっているか ・仕様に掲げた業務経費が全て計上されているか ・単価、数量等について、妥当と判断されるか ・内容は適正かつ合理的なものか ・工夫により見積限度額よりもさらに安価な提案になっているか
合計	100	